

事業主のみなさまへ

徳島県「共働き・共育て」応援 奨励金

のご案内



① 男性の育休取得促進

【支給要件】

通算28日以上の子育休を取得した場合

【支給金額】

20万円

※1回限り

② 代替人員確保

【支給要件】

男性育休取得者の代替人員を新たに確保し、業務に従事させた場合

【支給金額】 上限

20万円

/月あたり

③ 同僚への応援手当

【支給要件】

男性育休取得者の業務を代替する従業員に手当を支給した場合

【支給金額】 上限

10万円

/月あたり

④ 仕事と不妊治療の両立支援

【支給要件】

不妊治療に係る休暇制度を就業規則等に規定し、従業員が利用した場合

【支給金額】

5万円

※1回限り

対象事業主...下記全てに該当する事業主

- 県内に事業所を有する中小企業等
- 県の「はぐくみ支援企業」として認証されていること
- 県が主催する「経営層向けセミナー」を受講すること
〈詳細については、交付要綱をご覧ください。〉

※はぐくみ支援企業認証に向け、専門アドバイザーによる伴走支援を実施
※男性育休制度の運用や職場風土づくりのための経営層向けセミナーを開催

※①～④の組み合わせにより、最大支給額は50万円/年度
※各奨励金1事業主1回限り
※①・④は厚生労働省の両立支援等助成金との併給ができます。

申請受付期間

令和7年10月1日(水)
～令和8年3月31日(火)

詳細はこちらから



申請・交付の流れ



＼申請日までに下記①及び②の要件を満たすことが必要です／



①「はぐくみ支援企業」認証制度



②県が主催する指定の「経営層向けセミナー」の受講

徳島県のホームページから
様式等をダウンロードし、
申請してください。→→→



令和7年度申請における留意事項

1.申請を行うためには、令和7年度のセミナーの受講が必要です。

2.申請する場合は、次の対象労働者がいることが必要です。

交付対象事業者の県内の事業所に勤務する労働者であり、下記全てに該当する者

【①～③の場合】

- 雇用保険の被保険者として雇用されている**男性労働者**
- 令和7年4月1日以降**に育児休業の取得を開始していること。
- 育児休業終了後に職場復帰し、申請日まで雇用保険の被保険者として継続して雇用していること。

【④の場合】

- 雇用保険の被保険者として雇用されている**労働者**であること。※性別問いません

3.令和8年3月31日までに対象の育児休業及び不妊治療休暇を取得し、

復帰される従業員がいる場合は、令和8年3月31日までに交付申請を行ってください。



【申請先・問い合わせ先】

徳島県こども未来部 子育て応援課 次世代育成担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話番号：088-621-2730 メールアドレス：kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp

詳細はホームページをご覧ください。

徳島 子育て

